

**公益財団法人 滋賀県国際協会**  
**第3期中期計画**

**～共感から実践へ～**



**2021年4月**

## 【目次】

### 第1章 はじめに

- 1 策定の背景 . . . . . 1
- 2 計画期間 . . . . . 6
- 3 現状と課題 . . . . . 7

### 第2章 協会の運営方針

- 1 協会の目的 . . . . . 9
- 2 協会の強み . . . . . 9

### 第3章 事業計画

- 1 テーマ . . . . . 10
- 2 事業展開の方向 . . . . . 10
- 3 事業計画 . . . . . 11
- 4 協会の基盤整備 . . . . . 17

<資料（事業体系図）> . . . . . 19

<用語解説> . . . . . 20

## 第1章 はじめに

### 1 策定の背景

#### <協会活動の経緯>

公益財団法人滋賀県国際協会は、財団法人滋賀県国際友好親善協会として、1979年(昭和54年)に滋賀県および民間の出資により設立され、2011年度(平成23年度)の公益財団法人への移行を経て、県内の国際活動推進の中核的組織として、国際交流や国際協力、多文化共生<sup>\*ア</sup>の地域づくりに関する様々な事業に継続的に取り組んできている。

#### <協会を取り巻く社会状況>

様々な技術の進展等により、ヒト、モノ、カネ、情報などが地球規模で往来し、国際社会と私たちの日常との距離がより近く、より直接的に影響を及ぼし合うようになっている。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大において、各国との往来が制限されつつも、未知のウイルスに対し地球規模の連帯が必要となっている現実があるように、2030年(令和12年)までに地球的課題の解決に向け設定された持続可能な開発目標(SDGs)<sup>\*イ</sup>の達成に向けた取り組みへの参画は、今後ますます重要となっていくと予想される。

日本人の海外への出国者数は、この30年間で1,000万人から2,000万人と2倍に増加し(図1参照)、日本人の海外留学者数も2018年度(平成30年度)は115,146人と、2009年度(平成21年度)の3倍以上と大きく変化している<sup>1</sup>。

また、滋賀県の輸出入の状況に目を向けると、2018年(平成30年)の輸出額と輸入額はともに前年度を上回り、経済面でも海外との結びつきがますます強くなってきている<sup>2</sup>。

国際協力の分野においては、滋賀県では多数の県民が海外へ渡り、活躍している。一例として、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という)が実施している海外協力隊事業では、1968年(昭和43年)に初めて滋賀県出身者が派遣されて以降、これまでに延べ547名の隊員が75か国以上の開発途上国に赴き、現地での国際協力活動に尽力している。

このように、近年では留学や仕事、国際結婚などによる海外経験や多様な背景

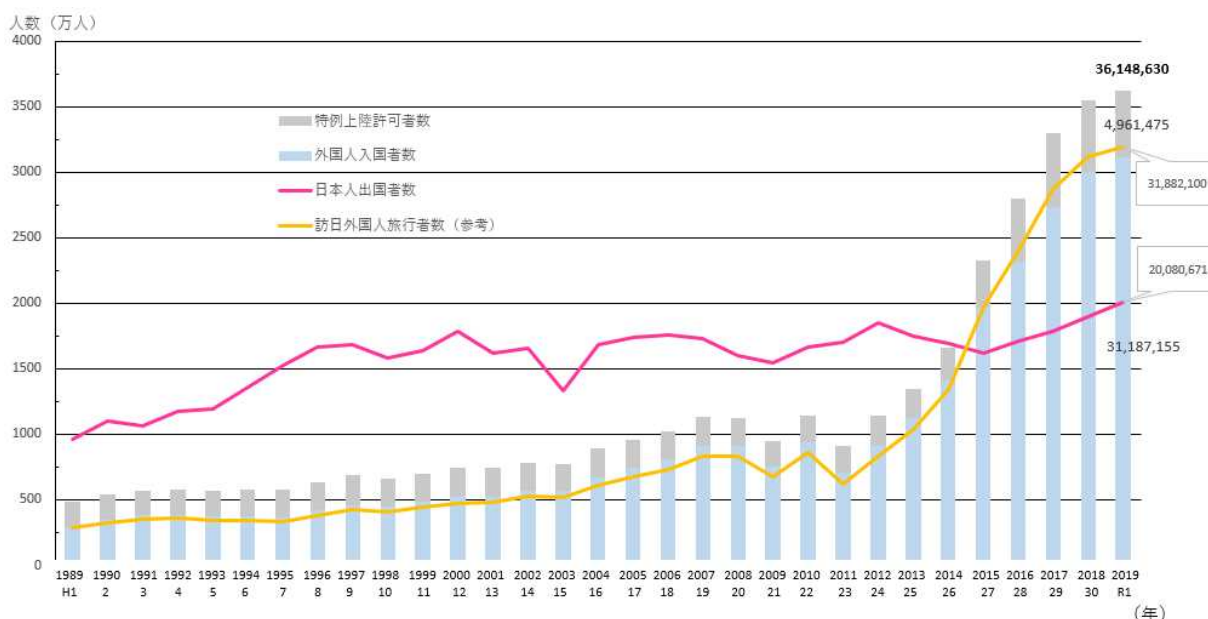
<sup>1</sup> 「2009年度(平成21年度)36,302人」、出典：独立行政法人日本学生支援機構「2018年度日本人学生留学状況調査」

<sup>2</sup> 「2018年(平成30年)輸出額7,677億18百万円、輸入額5,833億20百万円」、出典：「平成30年滋賀県貿易実態調査」

を持つ県民が増加しており、その経験や知識などを国際理解や国際協力あるいは多文化共生にかかる活動へ活かすなど、今後の地域での活躍についても期待されている。

一方、図1の「外国人入国者数」および「訪日外国人旅行者数」を見ると、訪日外国人数は31年間で10倍以上となり、インバウンド需要の地域経済への取り込みには、地域でのグローバル化<sup>※ウ</sup>への対応が更に必要と考えられる。

図1 日本における外国人入国者数および日本人出国者数等の推移



(出典)法務省出入国在留管理庁報道発表資料(2020年1月31日)より  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html)  
 (注)2011年12月末までは外国人登録者数、2012年12月末からは住民基本台帳より算出

外国人の受入れについては、経済のグローバル化や国内の人口減少等による構造的な労働力不足などを背景に改正施行された1990年(平成2年)の「出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」)」や国際貢献の見地から1993年(平成5年)に創設された「技能実習制度」により、世界的な不況の影響により一時減少したものの、就労等を目的に来日する外国人の数は年々増加し、日本においても本県においてもここ数年は過去最高を記録している(図2参照)。

2019年(平成31年)4月の入管法改正施行による在留資格「特定技能<sup>※エ</sup>」の創設や技能実習生<sup>※オ</sup>の受入れ拡大により、日本政府による外国人労働者の受入れが本格化したことから、今後も、東南アジアを中心とした外国人の増加が見込まれる。

図2 滋賀県外国人人口の推移



(出典) 滋賀県総合企画部国際課報道発表資料 (2021年2月5日) より

(注) 2011年12月末までは外国人登録者数、2012年12月末からは住民基本台帳より算出

滋賀県の総人口に占める外国人人口<sup>※カ</sup>についてみると、その割合は高く、全国と比較しても、表1のとおり上位は大都市圏や東海圏が大勢を占めている中、都道府県別で13番目に高くなっており、全国平均を上回っている。県内の市町別においても、外国人人口の割合が2%を超える市町が2015年(平成27年)には5市町であったのに対して、2019年(令和元年)以降は10市町となっており、全19市町の半数を超える状況となっている。

表1 都道府県別総人口に占める外国人人口の割合

順位(降順)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	全国
都道府県名	東京	愛知	三重	群馬	岐阜	大阪	静岡	千葉	埼玉	神奈川	京都	茨城	滋賀	平均
外国人比率 (%)	4.26	3.72	3.18	3.18	3.03	2.90	2.75	2.68	2.67	2.56	2.52	2.49	2.40	2.32

(出典) 外国人比率は都道府県別推計人口(2019年10月1日現在)および在留外国人数(2019年12月末現在)より算出

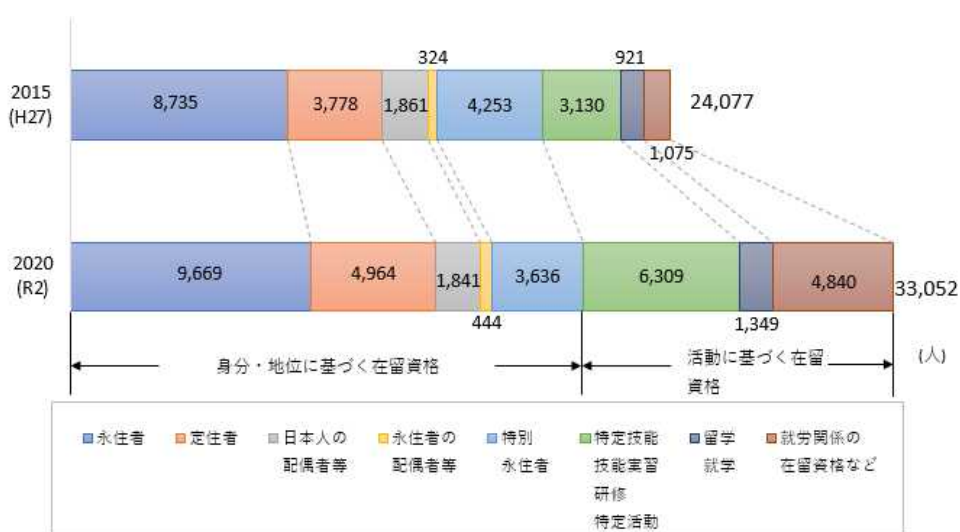
各数値はe-Stat(政府統計の総合窓口)より (<https://www.e-stat.go.jp/>)

一方、在留資格別外国人人口および構成比の比較(P4 図3)を見ると、前述のとおり技能実習等の割合が大きく増加しており、2015年(平成27年)と比較して2020年(令和2年)は2倍以上となり、外国人人口の約20%を占めている。ま

た、従来からの「身分・地位に基づく在留資格」を持つ人が全体の約 62%と依然多数を占め、家族とともに暮らす外国人人口の割合も高い状況にあると考えられる。

また、出身国・地域についても、5年前よりも20か国増の108の国・地域に及ぶなど、多様化がますます進んでいる。特にベトナムやインドネシアをはじめとした東南アジアからの技能実習生が急増しているため、外国人県民等<sup>※キ</sup>の言語や文化の様相も大きく変容している。

図3 滋賀県在留資格別外国人人口および構成比の比較



(出典)2015年は法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」より

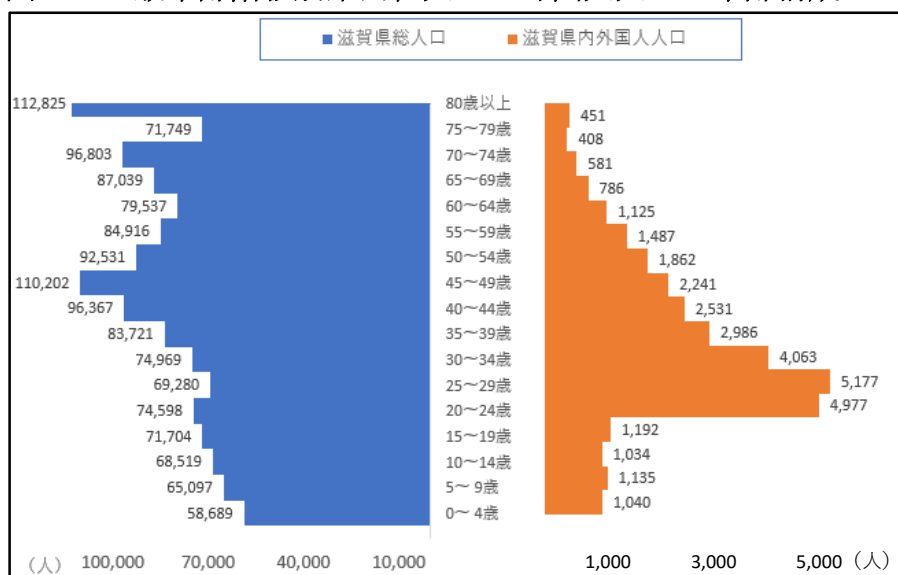
2020年は「令和2年 滋賀県の国籍別外国人人口」調査より

(注1)各年12月末現在

(注2)2020年の人口について在留資格の未決定者および不明者である10名は除く

滋賀県における年齢階層別の人口について、総人口では高齢化が進んでおり、特に30代より若い世代の人口減少が顕著である。これに対し、県内外国人人口は若年層から老年層にかけて段階的に少なくなるピラミッド型となっている。20代人口が突出して多い理由は技能実習生や留学生の増加が考えられるが、10代までの年少人口の割合も老年人口に比較して高い。この状況のまま進めば、総人口の年少人口・生産年齢人口(0~64歳)に占める外国人人口の割合は更に高まることが予測される。

図4 5歳年齢階級別県内総人口と外国人人口の年齢構成の比較



(注1) 滋賀県総人口は「滋賀県推計人口年報(2020年10月1日現在)」(滋賀県統計課)より

(注2) 滋賀県外国人人口は「滋賀県内の外国人人口(2020年12月末現在)」(滋賀県国際課)より

(注3) 年齢構成の比率を見やすくするため、グラフの数値軸を左右で調整しています

一方、県内の大学等に在籍している外国人留学生は、一部大学の学部県外移転の影響などにより一時的に減少していたが、その後は毎年増加し、2020年(令和2年)には1,474人となり、最多の留学生数となった<sup>3</sup>。

今後は、新型コロナウイルスの感染拡大状況や景気動向に左右されるものの、中長期的にみると、今後もアジア地域をはじめとした諸外国からの人材の受入促進や、外国人県民等の増加および多様化、滞在期間の長期化や定住化が一層進むものと思われる。

### <協会経営を取り巻く環境>

当協会は、県内に15団体ある市町国際交流協会との役割分担を図りつつ、より広域的かつ専門的な見地から、コーディネーターとしての支援や情報収集・提供、滋賀県国際交流推進協議会の運営、その他様々な事業等を通じての連携強化を図ってきた。

また、県においては、2019年(平成31年)に新しい「滋賀県基本構想」が策定され、「変わる滋賀 続く幸せ」が基本理念とされた。これに併せて、同年に「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」も策定され、当協会としては、これ

<sup>3</sup> 出典：一般財団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム調査

らの指針を踏まえ、県と連携して事業を進めることが求められる。

一方、県は、2009年（平成21年）の外郭団体の組織や経営のあり方に関する「外郭団体見直し計画」に基づき、外郭団体の廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等を進めており、2019年（平成31年）より出資法人の運営改善、自立性拡大に重点を置いた関与を行うこととしている<sup>4</sup>。

当協会では、国債での資産運用や収益事業による自主財源の確保に努めてきたが、2022年（令和4年）に満期を迎える基金運用は、再運用の際には金利が非常に低くなり、また、2024年（令和6年）に開始とされているパスポートの電子申請の影響による事業収入の大幅な減少が予想されるなど厳しい状況が見込まれる。

### <策定にあたって>

2011年（平成23年）4月に公益移行したことにもない『公益財団法人滋賀県国際協会中期計画』を策定した。2016年度（平成28年度）には、社会情勢の変化や課題等を踏まえ、事業推進の新たな指針として『公益財団法人滋賀県国際協会第2期中期計画』を策定し、2020年度（令和2年度）をもって5年間の計画期間が終了する。

2020年（令和2年）に新型コロナウイルスが世界規模で感染拡大した影響により、海外への渡航および日本への入国がこれまでどおり行えなくなり、また、国内においても、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えつつ日常で活動することを想定した「新たな生活様式」が提唱されている。

こうした中、協会を取り巻く社会状況や経営環境、県民ニーズの変化を踏まえ、県の施策との整合性を図りつつ、滋賀県の国際活動推進の中核的組織としてより適切な役割を果たすことが求められている。その上で、改めて自らの使命と展望を明確にし、協会基盤の充実と業務の効率化を図り、事業を総合的・計画的かつ効果的に推進するため、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、『公益財団法人滋賀県国際協会 第3期中期計画』を策定する。

## 2 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5

---

<sup>4</sup> 2019年（平成31年）「滋賀県行政経営方針」及び「実施計画」



年間とする。

### 3 現状と課題

#### <国際感覚に優れたひとづくり>

世界のグローバル化が加速する中であって、私たち一人ひとりが国際社会の一員として SDGs 達成に向けた取り組みへの参画を意識しつつ、国際社会とのつながりを認識すること、また多様な人々と共に生きていくことを受け入れる姿勢を持つことなどが重要である。

特に、次代を担う若い世代を国際的に活躍できるグローバル人材として育成するためには、豊かな語学力や世界情勢などへの関心・知識を身に付けることに加え、主体性・積極性を備えたコミュニケーション能力、異文化を理解し受容する力、そして国籍や民族に拘らず世界中の人々と課題解決に向けて協力する力を育むことがさらに重要となっている。そして、そのような能力を持った人材が、培った国際感覚を発揮し、社会や周囲の人達に影響を与えられるような実践の場づくりも必要となっている。

一方、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、海外からの来県や渡航によるこれまでの国際交流や国際協力の事業実施方法とは大きく変わることが予想され、今後は ICT<sup>※</sup>の活用など、工夫した事業実施の展開が必要である。

#### <多文化共生の地域づくり>

県内には、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマーと呼ばれる人々や、1990年（平成2年）の入管法の改正を契機として増加した南米地域出身者、さらには技能実習生として近年急増している東南アジア地域出身者や外国人留学生など、多様な人々が暮らしている。

本県は、高齢化と相まって既に人口減少局面に転じていることから、県内の活力を維持するためには、前掲の図4のとおり、生産労働年齢（15～64歳）の割合が高い外国人県民等が各種産業や地域社会において重要な役割を担うと考えられる。そのためには、誰もが安心して暮らせる社会であることが求められる。

こうした中で、外国人県民等を対象とした心が通じるコミュニケーション支援や生活をおくる上で必要な医療や保健、福祉等の情報提供などによる安心して暮らせる環境づくり、学習環境の充実、学習機会の創出は子どもたちが地域社会の構成員として共に生活していくためにますます重要となってくる。

また、近年、多発する災害時の対応については、これまでの外国人県民等に対する「自助」に関する啓発を継続しながらも、昨今の災害発生状況を踏まえ、今後は、地域防災の「共助」の担い手という視点にも重点を置き、地域での防災活動や災害対応訓練を通して、互いを知る関係性を深めていくことが求められている。

本来、多文化共生の地域づくりは、単に外国人県民等のためだけでなく、社会の構成員すべての人にとって有益なものである。多様な文化や価値観と触れ合うことにより新たな発見や革新を創出しつつ、豊かな人間性を育み、さらにお互いの権利や文化、価値観を尊重する意識の醸成を実現することにつながる。

こうしたことを多くの県民に共感・理解してもらい、実際に活動できる場や環境を創出していくことが重要であり、それが外国人県民等を含めたすべての人が最大限に能力を発揮できる多文化共生社会の実現につながると考える。

#### <ボランティア、市民活動団体との協働>

国際交流等の担い手であるボランティアや市民活動団体に対しては、1998年（平成10年）に、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が施行され、社会貢献活動に対する支援体制が整備されてきた。また、2010年（平成22年）11月の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）発行、そして、近年のSDGsの達成に向けた取り組みも行われているが、組織や企業の中で社会的責任の実施・社会貢献活動をすすめていくことが大切になっている。

現在、県内で活動する国際交流関係団体は滋賀県国際交流推進協議会加入の68団体の他、様々な団体が存在する。また、語学力や特技等を活かしつつ自身のやりがいを求め、地域や社会へ貢献することに関心の高いボランティア登録者数は増加している。

こうしたことから、市民活動団体や県民がそれぞれの特性を活かし、得意分野で積極的に取り組みを行うとともに、企業や行政等の様々な主体との協働という視点を持って事業にあたることが重要である。

一方で、国際関係で、ボランティアが望む活動（主に外国人との交流など）と、ボランティアを求める側のニーズ（高い専門性が求められる通訳・翻訳や持続性が求められる活動など）が、必ずしも合致していない現状があることは否めない。

その様な中、2021年（令和3年）から2025年（令和7年）にかけて関西でも国際的なスポーツイベントや万国博覧会の開催が予定されていることから、より

多くの人々がボランティアとして活躍できるよう関西圏内の関係団体との連携を深めつつ情報提供を行うなどし、ニーズとシーズ<sup>※</sup>を結び付ける取り組みが期待されている。

## 第2章 協会の運営方針

### 1 協会の目的

経済、技術、文化等広い分野の国際交流を積極的に推進し、滋賀県民の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、多文化共生の住み良い地域社会づくりに寄与する（定款第3条）。

### 2 協会の強み

当協会は設立以来、滋賀県の国際交流、国際協力、多文化共生の分野で様々な事業を実施してきた。姉妹友好州省などの使節団受入・派遣事業や海外技術研修生受入事業、JICA と連携して取り組む国際協力普及・啓発事業等を通じてつながりを持った多様な分野のネットワークは現在も国内外に裾野が広がり続けている。

また、1990年（平成2年）の入管法改正を受け、1993年度（平成5年度）に外国人相談窓口を開設し、1995年度（平成7年度）からはボランティアが作成する在住外国人向け情報紙の発行を開始するなど、早くから多文化共生の推進に取り組んできた。教育委員会やボランティアと連携して行う外国にルーツをもつ子どもたちに対する進路支援事業はじめ、国際教育研究会の運営やオリジナル教材の開発、近畿地域国際化協会連絡協議会と連携した災害時外国人支援事業等は、先進的な取り組みやユニークな事業として全国的にも注目されてきた。当協会には、こうした各種の取り組みなどを通じて培われた以下のような強みがある。

#### (1) 「情報力」

2019年度（令和元年度）に対応した国際交流や国際協力、多文化共生等に関する相談は230件、しが外国人支援センターへの相談は950件に及ぶ。こうした相談等を通じて得られた現場のニーズは、行政の施策にとっても貴重な情報となっている。

また、国や県などと連携して事業を行うことにより得られる最新の行政施策に関する情報や、全国の関係機関や他府県、市町の国際交流・協力、多文化

共生等の取り組みに関する情報など、幅広い情報を有している。

## (2) 「協働力・ネットワーク力」

長年にわたり、共通の目的を持つ県、市町、市民活動団体等と常に協力して様々な活動を行ってきたことにより、多様な主体の役割や強みを活かした事業実施のノウハウやコーディネート力を持っている。

これまでの活動実績により、国の関係機関や全国の団体、キーパーソンと、職員個人だけではなく、協会の組織としてのつながりや信頼関係が構築され、助言やコーディネート等の支援を求められることも多い。草の根から全国レベルの幅広いネットワークが構築されており、様々な方面からの要請に応じて各種相談対応・助言および講師派遣、協働での事業実施を行っている。

## (3) 「専門性」

当協会は行政や関係団体をつなぐコーディネーターとして、長年の経験に基づく専門性を持つだけでなく、長期的に取り組んできた外国人相談業務や国際教育、多文化共生の分野に関して、個々の職員が専門知識を有するとともに、これらを統合することにより、組織として課題解決に向けた企画力や実践力を有している。

## 第3章 事業計画

### 1 テーマ

～共感から実践へ～

世界とのつながりを意識し、持続可能で、多様性と包摂性のある豊かさを実感できる社会の実現を目指し、地域、組織、企業、行政、個人等が協働し、多文化共生や国際理解を深め活躍できる場づくりやネットワークづくり、人材育成を行い、それぞれの実践につなげるような展開へと広げる。

### 2 事業展開の方向

当協会の3つの強み「情報力」「協働力・ネットワーク力」「専門性」を活かし、第3期中期計画では、以下の2つの方向性を持って、事業に取り組む。

#### (1) 人材育成と活躍の場づくり

地域社会の様々な構成員が協働し、また、それぞれの立場で実践することができるよう、国の動向や地域社会のニーズをタイムリーにとらえ、地域で

活躍する人材育成を行うとともに、滋賀の未来を担う人材育成のため、教育委員会やボランティアと連携して、国際理解の普及推進や外国にルーツをもつ子どもたちに対する進路支援を行う。

そして、これまで培ってきた地域とのネットワークを活かし、多文化共生や国際理解、国際協力等の専門的知識や経験を持つ人材と、地域での活躍の場をつなぐことにより、地域の活性化を推進する。

また、SDGs や地域の多文化共生に関心の高い企業や個人等に対し、広報活動を積極的に行い、国際交流・協力、多文化共生の活動への参加を働きかけ、より多くの県民が、共感から実践へと取り組めるよう支援する。

## (2) ICT の活用

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、世界のグローバル化や ICT の活用にこれまで以上の関心を寄せる県民が増えている。外国人県民等からの相談や多言語での情報提供への対応、国際的な人の往来が難しい状況下での国際交流や協力、これまで対面で実施してきたワークショップや研修会などを、ICT を活用しながら、事業の質の向上や参加の裾野を広げる契機とする。

また、長年にわたり当協会が培ってきた国際交流や協力、国際教育、多文化共生などの分野での専門的知識や経験を持つ人材や市民活動団体などのネットワークを SNS などを活用し、日頃からつながりや関係を密接にし、活動をより活発にするとともに、感染症の感染拡大や災害発生などの緊急時への対応にも備える。

## 3 事業計画

### (1) 国際感覚に優れたひとづくり

#### ア 国際教育啓発事業

次世代を担う子どもたちをはじめ、県民への国際教育を進めるために、教育方法の研究や教材の開発等に取り組むとともに、国際教育の担い手の育成を図ることにより、国際感覚に優れたひとづくりを推進する。



### 【重点的に推進する施策】

◎次世代人材育成プログラム ※新規

SDGs の理念にある「誰一人取り残さない」をテーマに、地球的課題、地

域的課題を参加体験学習やフィールドワークを通して学び、課題解決・社会変革に自ら関わる人材の育成を目指す。さらに、育成した人材が、実践者（ファシリテーター）として活躍できるよう支援する。

〔目標〕

- ・県内の日本・外国にルーツを持つ<sup>※</sup>高校生から青年層を対象に、連続セミナーを実施し、自らが社会変革を目指しファシリテーターとして活躍できる人材を育成する。

指標（累計）	2020年度	2025年度
連続セミナー参加者のうち、自らがファシリテーターとして実践した人数	—	15人

※連続セミナー参加者は毎年15人程度を想定。2021年度はプログラムの企画・検討を行う。

（ア）国際教育・開発教育の普及

オリジナル教材の開発・普及、講師派遣

（イ）国際教育の研究

教育手法等の調査研究、国際教育研究会「Glocal net Shiga」運営

（ウ）国際教育の担い手の育成

ファシリテーター養成講座、出張講座コーディネート、次世代人材育成プログラム（※重点的に推進する施策）

イ 国際交流推進事業

滋賀県が提携する姉妹友好州省のミシガン州（アメリカ）やリオ・グランデ・ド・スール州（ブラジル）、湖南省（中国）などとの友好交流などを通して、海外や外国人県民等との交流経験が少ない県民にも、幅広く国際交流への参加を呼び掛け、国際感覚に優れた人材育成を行う。

【重点的に推進する施策】

◎国際交流・協力ライブチャンネル ※新規

当協会のネットワークを生かし、WEB会議システム等を利用した新しい交流機会の創出を図る。

国際交流については、県姉妹友好州省駐在員（ミシガン州、湖南省）や滋賀県国際交流員の他、当協会がこれまでに関わってきた方々とオンラインでつなぎ、交流や情報交換をライブ配信で行い、海外に行くことなく、身

近に国際交流を体験できる機会を提供する。

また、本県出身の JICA 協力隊員や元隊員とオンラインでつなぎ、現地の情報提供や意見交換の機会を創出する。県民の異文化理解や国際協力の啓発のほか、企業を対象に、途上国における最新の現地状況の情報収集や意見交換を行い、新たなビジネスチャンスの場となるよう JICA をはじめ関係団体などとも連携を進める。

[目標]

- ・国際交流・協力ライブチャンネルを開催し、新たな国際交流や異文化理解、ビジネスチャンスの場を創出する。

指標	2020 年度	2025 年度
国際交流・協力ライブチャンネルの開催回数/年	-	5 回

(ア) 国際交流・協力ライブチャンネル

※重点的に推進する施策

(イ) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営・地域交流

県委託事業。ミシガン州立大学連合日本センターと連携し、留学生と県民との交流を促進するなどし、異なる文化を学び、語学力等の実践の場を提供。

(ウ) 姉妹友好州省への使節団の派遣・受入れおよび友好諸国との交流

滋賀県が提携する姉妹友好州省との交流および滋賀県を訪れる様々な国・地域との友好交流。

ウ 国際協力促進事業

国際協力に対する県民の理解促進と支持の拡大および国際協力活動への参加促進を行う。

(ア) JICA との連携による国際協力促進

JICA 国際協力推進員との連携による情報発信、相談業務等。

(イ) [再掲] 国際交流・協力ライブチャンネル

※重点的に推進する施策「国際交流推進事業」

(ウ) 身近な国際協力の促進

国際協力 BOX を設置し、外国コインや使用済み切手、書き損じはがきなどを収集し、国際協力機関へ届ける。

## (2) 多文化共生の地域づくり



すべての外国人県民等が孤立することなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができるよう、行政や関係機関等と連携を深めながら、また、電話や映像通訳等の ICT の活用も含め、多様化する相談に対応できる体制のさらなる充実を図る。

また、外国にルーツを持つ子どもたちが社会で自立していくためには高等教育を受けることが重要であることから、小中学生と保護者に対する「進路ガイダンス」等を通じて高等学校等への進学や進路に関する情報提供を行う。

感染症の感染拡大や災害発生時などの緊急時には広域的な情報の発信や電話での相談対応に努める。また、災害時外国人サポーターの活動分野別の育成等をはじめとした災害時の外国人県民等への支援体制の整備を進める。災害時には、2020年（令和2年）10月締結の「災害時における外国人県民等支援に関する協定」に基づき、県と連携して対応する。

さらに、これまでのネットワークや取り組みを通して把握する滋賀県内の海外経験のある日本人や多様な背景をもつ外国につながる人材のデータを整備し、地域の多文化共生に即した活動に広がるよう取り組む。

多文化共生事業の実施にあたっては、行政の施策を踏まえ、県や市町等とも連携し、役割分担を明確にして行うこととする。また、事業や相談を通じて得られた地域の情報は、行政の施策に反映できるよう、県や市町等にも提供していく。

### 【重点的に推進する施策】

#### ◎災害時の外国人県民等支援

大規模地震などの災害発生時に、多言語による情報提供を行うなど、県や市町、市町国際交流協会ほか、近畿および全国の地域国際化協会と連携した支援体制づくりを進める。



[目標]

- ・災害時における外国人県民等の支援のための人材育成を行う。

指標	2020年度	2025年度
災害時外国人サポーターの活動分野別新規登録者数（累計） <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語分野（外国語、やさしい日本語）</li> <li>・運営支援分野</li> <li>・IT環境等整備分野</li> </ul>	-	25人 （内訳：言語⑮、運営⑦、IT③）

- (ア) しが外国人相談センターの設置
  - 外国人県民等の相談業務、市町相談員への研修及び情報交換
- (イ) 多言語による情報発信
  - 多言語による情報紙「みみタロウ」発行、HPやSNS等での情報発信
- (ウ) 外国にルーツを持つ子どもへの教育支援
  - 進路支援、関係者のネットワーク構築、日本語指導者養成講座開催
- (エ) 外国人県民等の生活状況等調査
  - ICTの活用など、効率的・効果的な実施方法を用いて、外国人県民等や地域の多文化共生の推進に関する具体的な課題解決に向けた調査等を必要に応じて実施する。
- (オ) 災害時の外国人県民等支援
  - 災害時外国人サポーター登録制度・研修、県との協定に基づくネットワークづくり・人材育成ほか支援体制の整備、予防活動による普及啓発
- (カ) 外国人留学生への奨学金の支給
  - 留学生への「びわこ奨学金」支給
- (キ) 海外につながる人材リストの整備、コーディネート ※新規
  - 海外経験のある日本人や滋賀で活躍する外国人などをリスト化し、講師派遣等の制度を整えることにより、地域で活躍するきっかけとなるとともに地域の活性化と多文化共生の推進に寄与する。
- (ク) 多文化共生に関する事業支援およびコーディネート
  - 日本語教育支援、多言語情報提供及び資料の貸出、相談対応、講師派遣およびアドバイスやコーディネート

### (3) ボランティア、市民活動団体の活動促進

#### ア ボランティア活動促進事業

多様化する地域社会のボランティアニーズや今後開催が予定されている関西での国際的な大型イベント等に対応するため、ボランティアの裾野を広げ、人材育成を行う。

##### (ア) SIA ボランティアの登録・紹介

国際交流支援、ホームステイ・ホームビジット、通訳・翻訳など

##### (イ) ボランティア E メール情報発信

ボランティア関係の情報発信および相談業務



#### イ 市民活動団体等活動促進事業

県内で活動する国際交流・協力関係団体とのネットワークを構築し、地域における市民活動団体の活動を促進する。

##### (ア) 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援

国際交流・協力、多文化共生等に関する市民活動団体等のネットワークの構築

##### (イ) 国際交流推進セミナーの開催

国際交流・協力、多文化共生等に関するセミナーの開催



### (4) 情報収集・提供による環境づくり

専門性を活かした情報収集やネットワーク力を活かし、ニーズの把握を行い、従来から行っている情報誌等の紙媒体に加え、多言語に対応したホームページや SNS のさらなる活用など多様なメディアを通じて、民間団体や個人、外国人県民等に、確度の高い情報を、より迅速に幅広く提供する。

#### 【重点的に推進する施策】

##### ◎ホームページ等を活用した情報発信の強化

県民の方々にとって、関心の高いテーマやニュースを重点的にアクセスしやすい形でホームページで提供する。また、確度の高い情報を、SNS 媒体を有効に活用して更なる情報提供の促進に努める。

## [目標]

### ・ホームページアクセス数

指標	2019年度	2025年度
ホームページアクセス数/年	132千件	150千件

※2020年度のアクセス数は、新型コロナの影響があり大幅にアクセス数が増加しているため、2019年度と比較することとする。

#### (ア) 国際交流・協力情報誌「SIA しーあ」の発行

ホームページとの連携、活動団体・人物などのデータベース化

#### (イ) メールマガジンの配信

地域や市民活動団体等のイベントや事業などの情報を発信

#### (ウ) ホームページ等運用

ホームページ、メールマガジン、FacebookなどのSNS等

#### (エ) 国際情報サロンの運用

市民活動団体等の活動の場を提供、専門書籍貸出

#### (オ) 海外渡航支援

県民の海外渡航等に関する情報の提供。パスポート用写真撮影業務等。

## 4 協会の基盤整備

### (1) 組織

当協会の事務局は、常務理事が兼務する事務局長のもと、本部は11名（嘱託相談員5名を含む）、彦根事務所は3名で構成するほか、JICAの国際協力推進員1名が駐在している（当計画策定時）。

このように限られた人的資源であることから、マンパワーを重点的な施策・事業に投入することにより、一層効率的な運営に努める。

当協会は、国際交流・協力、多文化共生等の分野において県域全体をカバーする唯一の中間支援組織であり、公益性の高い事業の継続や依然ニーズが高い多文化共生分野の事業への対応のため、長期的視点に立った組織体制づくりを検討・工夫する必要がある。

また、高度化する業務に係る知識やノウハウを得るため、各種団体が開催する専門研修等に、職員を積極的に参加させることにより人材育成を図る。

### (2) 会員・財政

当協会の主な収入源のひとつに基本財産運用収入があるが、近年の超低

金利状態の長期化により、協会運営に大きな支障が生じている。また、県からの補助金や委託料は、行財政改革が進行する中、増額を期待することは難しい。

当協会が、寄付金控除や損金算入ができる税制上の優遇措置のある公益財団法人であることから、公益法人として相応しいガバナンスの強化に努めながら、様々な機会においてこの有利性を活かして、引き続き、広く会員加入や寄付金を募る。

そのためにも、企業や民間団体、県民のニーズを踏まえ、当協会が持つ国際教育や国際交流・協力、多文化共生などの分野の専門知識やネットワークを活かし、新たな会員獲得につながる事業へと展開をしていくことが重要である。

また、事業の計画・実施にあたっては、民間団体等の助成金を活用するなど、財源確保に努めるとともに、他の団体や企業等との協働による事業実施も推進していく。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や 2024 年度（令和 6 年度）より開始とされるパスポートの電子申請等、社会経済情勢の変化に機敏に対応し、事業の見直しなどを行い、自主的・自立的経営に努める。

### （3）環境整備

WEB 会議システム等の ICT を活用し、情報サロンを多様な活動・交流の場となるよう工夫する。

また、県でピアザ淡海のあり方について検討が進められている現状を踏まえ、事務所機能のあり方等についても検討を進める。

2020 年（令和 2 年）に県と当協会とで、災害時における外国人県民等支援に関する協定を締結したことから、大規模な災害時に備えた BCP（事業継続計画）を策定するとともに、県とも協議しながら、ICT 環境等の整備を進める。

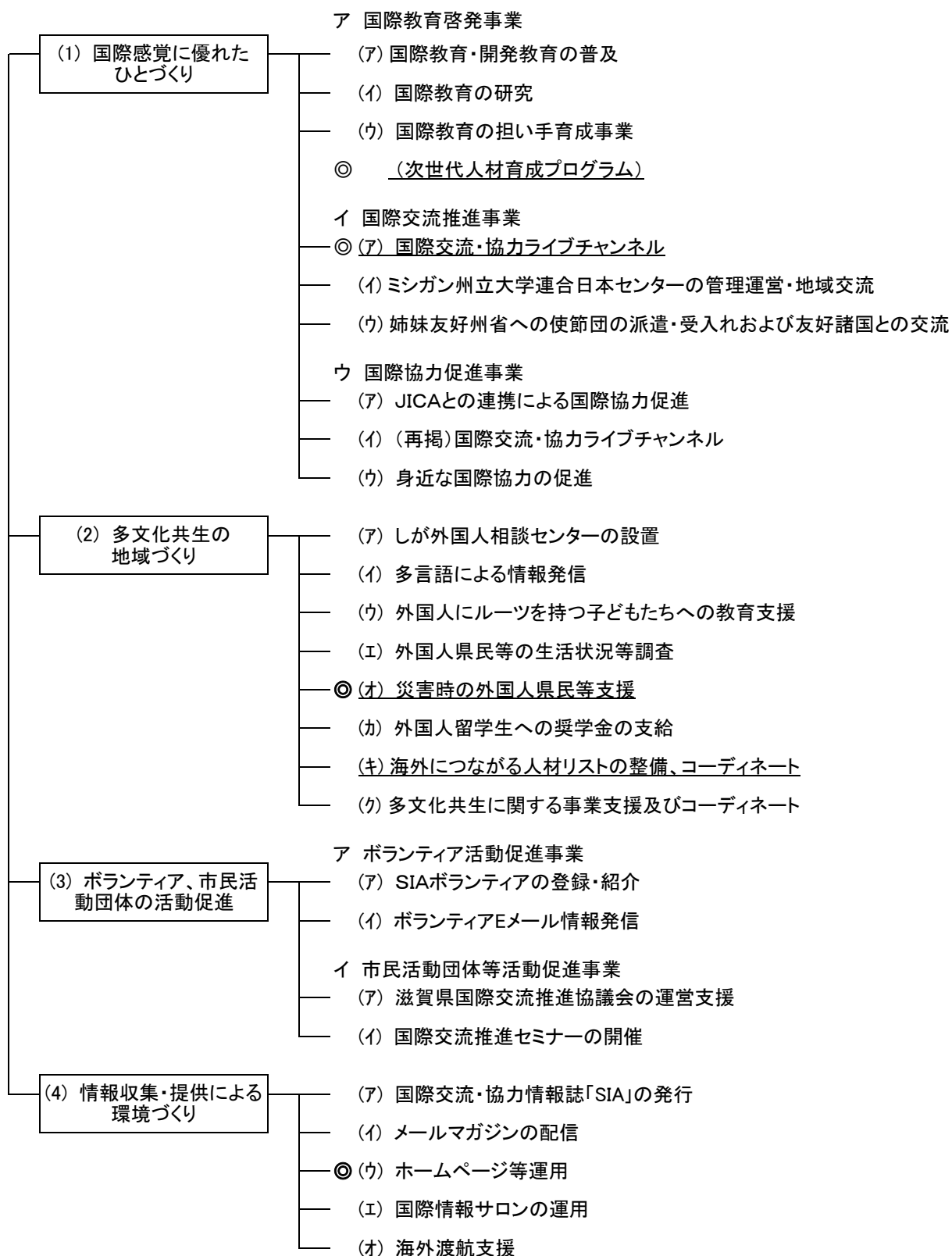
#### [目標]

##### ・ 自立性の確保

指標	2020 年度	2025 年度
自主事業比率	11.57%	6.5%

※2020 年度比率は事業執行状況報告書より

## 公益財団法人滋賀県国際協会 第3期中期計画 事業体系図



※◎は重点事業  
 ※アンダーラインは新規事業

多文化共生<sup>※ア</sup>（1 頁）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと [総務省 多文化共生の推進に関する研究会報告書 (2006 年(平成 18 年) 3 月) より]

持続可能な開発目標 (S D G s)<sup>エス・ディー・ジーズ</sup> <sup>※イ</sup>（1 頁）

2015 年（平成 27 年）9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標から構成される人間、地球および繁栄のための行動計画 [滋賀県ホームページより]

グローバル化<sup>※ウ</sup>（2 頁）

資本や人などの国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界との結びつきが深まること [滋賀県多文化共生推進プラン(第 2 次改定版)より]

特定技能<sup>※エ</sup>（2 頁）

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の「特定技能」の在留資格をもって日本に在留し、就労する者 [滋賀県多文化共生推進プラン(第 2 次改定版)より]

技能実習生<sup>※オ</sup>（2 頁）

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する者。 [滋賀県多文化共生推進プラン(第 2 次改定版)より]

外国人人口<sup>※カ</sup>（3 頁）

2011 年（平成 23 年）12 月末時点までは外国人登録者数、2012 年（平成 24 年）12 月末時点からは住民基本台帳記載人口

外国人県民等<sup>※キ</sup>（4 頁）

国籍、民族にかかわらず、母語や文化、宗教、生活習慣など、日本以外の背景をもつ県民。 [滋賀県多文化共生推進プラン（第 2 次改定版）]

ICT<sup>※ク</sup>（7 頁）

Information & Communications Technology の略。情報通信技術 [総務省ホームページより]

ニーズとシーズ<sup>※ケ</sup> (9 頁)

英語で、ニーズ (needs) は需要、シーズ (seeds) は種のこと。マーケティング用語として、ニーズは消費者の需要や市場、シーズは企業等が持つ独自の技術や能力等を表す用語として用いられることが多い。

外国にルーツを持つ<sup>※コ</sup> (12 頁)

国籍にかかわらず、父母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である。[公益財団法人日本国際交流センターホームページ参照]